

DAIHATSU

仕入先 **CSR** ガイドライン

2020年1月

ダイハツ工業株式会社

【目次】

	Page
I. はじめに	-1-
II. ダイハツグループ理念とCSR基本方針	-2~3-
III. ダイハツの調達基本方針	-5-
IV. 仕入先CSRガイドライン	
(1) 安全・品質	-6-
(2) 人権・労働	-7~8-
(3) 環境	-9-
(4) コンプライアンス	-10-
(5) 情報開示	-11-
V. 仕入先 自主点検チェックシート	-12-

I. はじめに

当社は、当社グループの目指す姿を「ダイハツグループ理念」として2007年3月に宣言しました。目指す姿の実現に向けては、お客様をはじめとしたステークホルダーの皆様の意見・要望を真摯に受け止め、それに応えることが必要です。

この取組みを実践するために、当社グループ全従業員の活動の基本スタンスとして、「ダイハツグループ CSR 基本方針」を併せて制定しました。2015年3月には、国内での少子高齢化の進展や新興国での労働者の権利意識の向上、環境問題の深刻化など、国内外の環境変化を踏まえ、当社グループの取組み姿勢をより明確にするために、「ダイハツグループ CSR 基本方針」を見直しました。

また、2017年3月には創業110周年を機に刷新したダイハツグループスローガン「Light you up」にあわせて、ダイハツグループ CSR 基本方針の表現を一部更新しました。

上記を踏まえ、「CSR」の取組みについて弊社だけで取り組むのではなく、自動車産業を支えている多くの仕入先様での取組みも重要であるとの認識から、より具体的な取組みのお願いとして、この度2010年発行の「ダイハツ仕入先 CSR ガイドライン」を改正して発行させていただくこととなりました。

仕入先の皆様におかれましては、本ガイドラインの趣旨にもとづき、法及び法の精神を遵守され社内で実践されますとともに、皆様の仕入先へもご展開いただきます様よろしくお願い申し上げます。

2020年1月
ダイハツ工業株式会社
調達本部

Ⅱ. ダイハツグループ理念とCSR基本方針

ダイハツグループ理念

私たちダイハツグループは、時代をリードする革新的な「クルマづくり」への挑戦を通じて、
“世界の人々に愛されるグローバル・ブランド”
“自信と誇りを持った企業グループ”を目指します

1. 世界のお客様の笑顔と感動が私たちの喜びです。

お客様指向

私たちは一人でも多くのお客様に、私たちの商品を笑顔でお使いいただくために心から感動をいただける商品やサービスの新しい価値を創造します。
そして、自分たちの行動がお客様の笑顔につながっているかを常に意識します。

2. お互いの個性尊重と公平が私たちの絆です。

個人の尊重&公平

自由な発想、自由な行動ができる企業風土を大切にし、
全員がお互いや仕入先の個性を尊重し、オープンで公平に行動します

3. 地球と社会との共生が私たちの責務です

CSR(社会的責任)

地球や社会との共生を図るために、地球環境への負荷を最小化することや
地域社会に積極的に貢献し、信頼されるように、一人ひとりがそれぞれの立場で
全力で取り組みます。

4. スピード・ブレイクスルー・率先垂範が私たちの基本です。

体質改革

私たちは常に環境変化を先読みし、現地現物で物事の本質を見極め、スピード感を持って、現状とあるべき姿のギャップを突破（ブレイクスルー）します。
また、何事も率先垂範で行動し、その行動や結果は他責とせず、すべて自分の責任とします。

5. 世界一のスモールカーづくりが私たちの挑戦（チャレンジ）です。

技術力&商品力

私たちは世界に誇れる独創的な技術を開発し、世界一のスモールカーづくりに挑戦します。
そのためには、一人ひとりが地球的な視野に立ち、外部指向で「非常識への挑戦」や「桁違いへの挑戦」をしていきます。

Ⅱ. ダイハツグループ理念とCSR基本方針

ダイハツグループ CSR 基本方針

CSRとは

Corporate Social Responsibility の略で、一般的には「企業の社会的責任」と訳されています。

【前文】

◆私たちダイハツグループは、企業市民としての自覚を持ち、社会や環境に与える自社の影響をステークホルダーとの対話を通じて認識を深め、その影響に責任をもって対処することで、「ステークホルダーとの長期的な信頼関係」を育みます。

そして、国内外の法令を遵守し、ダイハツならではの革新的なクルマづくりを通じて、従業員一人ひとりが社会およびダイハツグループの持続可能な発展に貢献します。

【お客様とともに】

◆私たちは、安全で品質が高いスモールカーとサービスを適正価格で提供することでお客様の満足度を高め、世界中の一人ひとりが自分らしく軽やかに輝くモビリティライフを広げます。

◆私たちは、お客様をはじめ事業活動に関わるすべての人々の個人情報保護に努めます。

【地域社会とともに】

◆私たちは、事業を行う地域に根ざした企業となるため、地域の伝統・文化・慣習などを尊重し、住民の皆様との対話や協働を通じて、社会課題の解決と地域の調和ある発展に貢献します。

【地球環境に対して】

◆私たちは、かけがえのない地球環境を次世代に引き継ぐことは人類共通の使命であると考え、ライフサイクルの観点からすべての事業プロセスで環境負荷の最小化に取り組むとともに、優れた環境技術の導入を通じて、自然環境への負荷が軽いモビリティ社会の実現に取り組めます。

【取引先とともに】

◆私たちは、オープンでフェアな商取引を通じて、取引先との共存共栄に取り組めます。また、取引先や業界団体との協働を通じ、サプライチェーンにおける社会的責任を果たすことに努めます。

【株主、投資家とともに】

◆私たちは、経営の健全性・透明性を確保するとともに、適切かつ公正な情報開示と株主や投資家の皆様との対話を通じて、長期的視点で企業価値の向上を目指します。

【従業員とともに】

- ◆私たちは、事業に関わるすべての人々の人権を尊重するとともに、ダイハツグループで働く従業員が、安全で健康的にいきいきと働ける職場環境を整備します。

- ◆私たちは、公正に評価される職場づくりに努めるとともに、従業員が働きがいを感じ自ら成長する仕組みを整備し、オープンな企業風土を実現します。

Ⅲ. ダイハツの調達基本方針

ダイハツ工業では、多くの優れた仕入先の皆様の協力のもと、部品・資材・設備等を様々な分野から調達しております。

今後も世界のお客様に愛されるクルマづくりのために、国籍・規模・業種・実績の有無を問わないオープン&フェアな調達スタイルを貫き、従来にとらわれない、新しい調達活動の変革にチャレンジしてまいります。

調達基本方針

1. オープン&フェアな取引

世界最適調達に基づき、国籍・規模・実績の有無を問わず、オープン&フェアな参入機会を提供し、品質・技術・価格・納期と企業姿勢・経営安定性などを総合的に判断し、取引先を選定する。

2. 相互信頼・相互繁栄の確立

取引先との信頼関係を基に、競争力強化のパートナーとして相互研鑽に努め、相互繁栄の確立を図る。もって、お客様・社会・経済の発展に貢献する。

3. グリーン調達の推進

ダイハツグリーン調達ガイドラインに基づき、環境負荷の小さいグリーン調達を推進する。

4. コンプライアンスの遵守

関連法令並びに「自動車産業適正取引ガイドライン」（経済産業省策定）とその精神を遵守する。

IV. 仕入先CSRガイドライン

ダイハツは、仕入先の皆様に調達基本方針である①オープン＆フェアな取引、②相互信頼・相互繁栄の確立、③グリーン調達の推進、④コンプライアンスの遵守を踏まえ、製品及びサービスを提供いただきたいと考えています。また仕入先の皆様や、皆様の仕入先に対して、CSR方針やガイドラインの展開・啓発活動で下記項目に対する取組みの普及・浸透に努めていただきたいと考えています。

(1)安全・品質

○消費者・顧客ニーズに応える製品・サービスの提供

消費者・顧客のニーズを把握して、社会的に有用な製品^(※)を開発・提供する。

※社会的に有用な製品＝例えば、年齢・性別・障害の有無などにかかわらず、誰もが利用しやすい製品。あるいは、省エネ、省資源、環境保全など地球に優しい製品。

○製品・サービスに関する適切な情報の提供

製品・サービスに関する適切な情報を消費者・顧客に提供する。

○製品・サービスの安全確保

各国・地域ごとに定められた安全法規等を満たした製品・サービスを生産・提供する。

○製品・サービスの品質確保

品質を確保する全社的な仕組みを構築し、確実な運用を図ることで「品質第一」を実現する。

(2)人権・労働

○差別撤廃

あらゆる雇用の場面^(※)において、人種・民族や出身国籍・宗教・性別等を理由とした差別を行わない。

※ 採用、職務遂行、昇進、賃金、教育、安全衛生、福利厚生、懲罰など

○人権尊重

- ・人種・民族や出身国籍・宗教・性別等を理由とした、職場におけるあらゆる形態のハラスメントを許さない。
- ・ハラスメントの苦情があるときは迅速に対応し、従業員のプライバシーを守り相談することにより不利益な取り扱いをしない。

○児童労働の禁止

- ・各国・地域の法令による就労可能年齢に達しない児童の労働は認めない。
- ・年少者の労働、安全衛生に関する法令を遵守し、年少者の保護に努める。

○強制労働の禁止

- ・全ての労働は自発的であること、及び従業員が自由に離職できることを確実に保証し、強制労働を行わない。
- ・従業員の貯蓄金やパスポート、その他の所有物を質として預かり、または精神もしくは身体の自由を不当に拘束する手段によって、従業員の意思に反し労働を強制しない。

○賃金

- ・最低賃金、超過勤務、賃金控除、出来高賃金、その他給付等に関する各国・地域の法令を遵守する。
- ・法令に定める従業員が納付すべき諸税金、社会保険料などを適切に徴収し定められた機関に確実に納付する。

○労働時間

- ・従業員の労働時間(超過勤務を含む)の決定、及び休日・年次有給休暇の付与その他について、各国・地域の法令を遵守する。
- ・従業員の労働時間を確実に把握し、賃金の不払いを発生させず、長時間労働をさせない様配慮する。

○従業員との対話・協議

- ・従業員の代表、もしくは従業員と、誠実に協議・対話し、常に相互の理解を促進する。
- ・従業員が自由に結社する権利または結社しない権利を、各国・地域の法令に基づいて認める。

○安全・健康な労働環境

誰もが安心して働けるよう、職務上の安全・健康・4Sの確保を最優先し、事故、災害の未然防止に努める。また労働災害や疾病の未然防止に向け、高いレベルのマネジメントが構築され、安心して働ける綺麗な職場を実現する。

(3)環境

Light you up
DAIHATSU



『ダイハツグループ環境アクションプラン2030』

環境マネジメントを基盤に、低炭素社会、循環型社会、自然共生社会を目指し、分野ごとにロードマップを策定し取組む

○環境マネジメント

ダイハツグループが環境への取組みを進めるにあたり、全事業分野・地域において、基盤となる環境異常・苦情ゼロ、コンプライアンスの順守に向けた活動を継続・推進する。

重要なパートナーである国内外の仕入先の皆様には、各国事業体が発行する「グリーン調達ガイドライン」を通じて協業をお願いし、サプライチェーン全体での環境取組みの充実を目指す。

詳細内容は、最新版「ダイハツグリーン調達ガイドライン」の参照をお願いいたします。

(4)コンプライアンス

○法令の遵守

- ・各国・地域の法令を遵守する。
- ・コンプライアンス徹底の為に、方針や体制、行動指針・通報制度・教育等の仕組みを整備し実施する。

○競争法の遵守

各国・地域の競争法を遵守して、私的独占、不当な取引制限(カルテル、入札談合等)、不公正な取引方法、優越的地位の濫用などの行為を行わない。

○適正取引の推進

下請法その他の法令およびコンプライアンスを遵守して、仕入先の皆様との適正な取引を確保・推進する。

○腐敗防止

- ・政治献金・寄付等は各国・地域の法令に基づき実施し、政治・行政と透明かつ公正な関係づくりに努める。
- ・不当な利益・優遇措置の取得・維持を目的に顧客・調達先、その他ビジネスパートナーに対して、接待・贈答・金銭の授受・供与は行わない。

○機密情報の管理・保護

- ・営業秘密などの自社の機密情報を厳密に管理し、その利用を適切に行う。
- ・他社の機密情報は、正当な権限者から正当な方法で入手するとともに、利用範囲等の条件を確認した上、情報は厳重に管理し適正な範囲で利用し、他社の権利を侵害しない。
- ・お客様や仕入先、従業員などに関する個人情報、全て正当な方法で入手し、その情報は厳重に管理し適正な範囲で利用・保護する。

○輸出取引管理

各国・地域の法令等で規制される技術・物品等の輸出に関して、適切な輸出手続・管理を行う。

○知的財産の保護

- ・自社が保有あるいは自社に帰属する知的財産権を第三者に侵害されないよう保護する。
- ・第三者の特許、実用新案、意匠、商標等の不正使用、ソフトウェアや書籍の不正コピー等の権利侵害を行わない。

(5)情報開示

○ステークホルダーへのタイムリーで適切な情報の開示

経営の健全性・透明性を確保する為に必要な情報と、事業活動の内容、リスク情報（大規模災害による被害、環境や社会への悪影響発生、重大な法令違反など）などを開示が必要なステークホルダーに対し、適宜・適切に開示するとともに、オープンで公正なコミュニケーションを通じてステークホルダーとの相互理解、信頼関係の維持・発展に努める。

V. 仕入先 自主点検チェックシート

以上のCSRの取り組みについて、仕入先の皆様が自己診断、自主改善できるように、基本的な自主点検チェックシートをご用意しました。それぞれのCSR分野・項目毎に「設問」および「回答」を設定される際に、以下のシートをご活用いただければ幸いです。

《自主点検チェックシート》

	設問	回答（選択方式）
法規制	遵守すべき法令・規則・規定を把握していますか？	①常に最新情報を把握している。 ②重要なものはほぼ把握している。 ③必要な都度把握する。
体制	責任部署又は責任者を決定していますか？	①規定等で明確に決定している。 ②規定等はないが決定している。 ③必要な都度決定する。
未然防止	社内徹底のための方針・体制、ルール・手順がありますか？	① 明文化された方針・体制、ルール・手順に関する規定がある。 ②明文化された規定はないが、事実上決まっている。 ③必要な都度決定する。
啓発	社員向けに啓発活動を実施していますか？	①定期的に実施している。 ② 不定期、又は一部の従業員に実施している。 ③必要な都度実施する。
実態	社内調査により実態を把握していますか？	①定期的な調査を行い、常に実態を把握している。 ②不定期だが、調査を行い実態把握に努めている。 ③必要な都度把握する。